

|                  |   |
|------------------|---|
| Title            | 〔商法〕四手形債権を自働債権とする相殺と手形呈示、交付の要否<br>昭和三三年四月一日大阪地裁民二七部判決   |
| Sub Title        |   |
| Author           | 商法研究会(Shōhō kenkyūkai)<br>阪埜, 光男( Banno, Mitsuo)  |
| Publisher        | 慶應義塾大学法学研究会   |
| Publication year | 1959  |
| Jtitle           | 法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.32, No.1 (1959. 1) ,p.68- 74   |
| JaLC DOI         |   |
| Abstract         |   |
| Notes            | 判例研究  |
| Genre            | Journal Article   |
| URL              | <a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19590115-0068">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19590115-0068</a> |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 判例研究

## 〔商 法〕 四

## 商 法 研 究 會

手形債權を自動債權とする相殺と手形呈示、交付の要否

昭和三十三年四月一日大阪地裁民二七部判決  
昭和三二年(ワ)第四三二八號轉付債權請求事件  
下級民集九卷四號六四二頁、判例時報七月二一日號三二頁 (No. 124)

### 〔事 實〕

訴外A會社は被告Y銀行に通知預金債權金一、〇〇〇、〇〇〇圓を有していたが、原告Xは、A會社に對し金九〇〇、〇〇〇圓の貸金債權を有していたので右債權の執行として原告XはA會社が被告Yに對して有する通知預金債權金一、〇〇〇、〇〇〇圓の内金九〇〇、〇〇〇圓につき大阪地方裁判所より右債權の差押、並びに轉付命令を受け右命令はいずれも昭和二十九年九月二〇日被告Y銀行及び訴外A會社に送達された。しかるに被告Y銀行は右通知預金債務の支拂をしないので原告Xは被告Y銀行に對し右通知預金九〇〇、〇〇〇圓及びこれに對する訴狀送達の日を翌日である昭和三十三年一〇月三日から支拂濟まで年五分の割合の損害金の支拂を求めため本訴を提起した。被告Y銀行は抗辯として、訴外A會社及びB會社は昭和二十九年五月一五日被告Y銀行に宛て、金額を金五、〇〇〇、〇〇〇圓、満期を同年五月二十九日、支拂場所を被告Y銀行鶴橋支店、振出地、支拂地を共に大阪市と定めた約束手形一通を振出し、被告Y銀行は右手形を満期に支拂場所に呈示して支拂を求めたが拒絶された。そこで被告は、本件債權差押並びに轉付命令送達當時、訴外A會社に對し、すでに辨

濟期の到來している金五、〇〇〇、〇〇〇圓の約束手形金債權を有していた。被告Y銀行は現在も右手形を所持している。よつて被告Y銀行は右金五、〇〇〇、〇〇〇圓の約束手形金債權をもつて昭和二九年九月二日訴外A會社に到達した書面で本件通知預金債務と相殺する意思表示をしたと主張した。更に又昭和三三年一月一三日の口頭辯論期日に於ても被告Y銀行は原告Xに對し前記約束手形金債權を自働債權として本件預金債權を相殺する旨陳述した。

## 〔判 旨〕

原告敗訴。

裁判所は被告に反對債權金五、〇〇〇、〇〇〇圓があることを認め、被告は轉付債權者たる原告に對し右反對債權による相殺をもつて對抗しうるとし次の如く判示した。

(但し、被告の訴外A會社に對する相殺の意思表示は訴外A會社は受働債權の債權者でないから無効とした。)

(1)手形債權を自働債權として相殺するには相殺の意思表示の外手形を相手方に交付することが必要である。(2)手形債權額が受働債權額を超える場合は、殘餘の金額の請求及びこれについての遡求權行使のため必要であるから、手形を相手方に交付することは必要でないが、手形を相手方に呈示することが必要である。(1)の手形の交付の必要性は(イ)手形債務者に二重拂の危険をさせためと(ロ)手形債務者が遡求義務者の場合再遡求權行使に必要なためと(ハ)手形の呈示の必要性は(イ)相殺の相手方に相殺が手形の正當な所持人によりなされるか否かを知らせるためと(ロ)相殺により手形債權の一部消滅した旨を手形に記載することを請求する機會を相殺の相手方に興えるためとにもとづく。即ち、(1)の手形の交付の必要性も(2)の手形の呈示の必要性も手形債務者の利益のために認められた相殺の効力發生要件である。しかるに、手形債權を自働債權として、訴訟上、攻撃防禦方法として、相殺の意思表示をする場合はすべて、訴訟外でする場合と異なり、手形を相手方に交付することを必要としないとする見解がある。しかし、私法上の形成權である相殺權の行使の意思表示とその効果の陳述である訴訟上の主張や、抗辯とはその構成要件を異にする別個の行爲であつて、私法上の形成權である相殺權の行使の意思表示の効力の有無は私法上の効力要件を充足しているか否かによつて判定されるべきである。相殺權行使の意思表示が訴訟上な

されたすべての場合に訴訟上なされたというだけの理由によつて私法上の相殺の効力要件が緩和されることはない。手形の支拂の場合、手形債権者は手形の交付と引換えに支拂を受けることが出来る。手形債権を自働債権とする相殺の場合、手形債権者は手形の交付と引換えに受働債権が相殺によつて消滅したことを確認する書面及び債權證書の交付を求める事が出来る。即ち手形交付義務と受働債権消滅確證書、債權證書交付義務とは同時履行の關係にあると解すべきである。従つて、受働債権者が自己の義務を履行しないときは、手形債権者が手形を交付しなくとも相殺は有効である。受働債権者が受働債権に相殺をもつて對抗できる手形債権の存在を争ひ、自己の義務を履行しない意思明確である場合は、手形債権者は相殺をするにあたり、手形交付義務の履行の提供としての手形の呈示(自働債権額が受働債権額を超過する場合は、相殺により手形債権が一部消滅した旨を手形に記載することを請求する機会を與えるための呈示)をする必要はない。しかしこの場合でも、轉々流通する手形の特質上、相殺をする者が手形の正當の所持人であるか否かを受働債権者に判断させるために手形の呈示は必要である。訴訟上の相殺に戻つて考える。原告が提起した受働債権の存在確認又は給付訴訟において、被告が手形債権として相殺の意思表示をしたとき、原告が受働債権に相殺をもつて對抗できる自働債権の存在を争う場合、原告は被告の手形交付義務(自働債権額が受働債権額を超過する場合は相殺により手形債権が一部消滅した旨手形に記載する義務)と同時に履行の關係にある原告の義務(受働債権消滅確認證書、債權證書交付義務、當該訴訟において受働債権が相殺によつて消滅した旨陳述する義務)を履行しない意思明確であると認めることが出来る。従つてこの場合、當該訴訟において、手形の呈示及び交付をしないでなされた相殺の意思表示を有効であると判断することが出来る。本件についてこれを見るに、本件は自働債権額が受働債権額を超過する場合であるから、手形の交付の必要のない場合であるが、原告は受働債権に相殺をもつて對抗できる手形債権の存在を争っているのであるから、被告が手形の呈示及び交付なくしてなした相殺の意思表示を有効であると判断する事が出来る。

〔参照條文〕

手形法三九條、民法五〇六條

〔評 釋〕

判旨の結論には賛成である。

本件の主要な問題點は三つある。その第一は手形債權を自働債權として相殺をするには、手形の交付を必要とするか否かという點であり、その第二は、訴訟上の相殺の場合にも手形の交付を必要とするかという點であり、その第三は、手形債權者の手形交付義務と手形債權者の債權證書返還義務とは同時履行の關係にあるか否かの點である。

第一點について――

手形法三九條は、手形債權者に於て、手形債權者が果して誰であるかを明らかにすると同時に、既に支拂をなした手形が、更に善意の取得者の手に歸した場合に於て、手形債權者をして更に支拂をせねばならぬ危険を避けさせる趣旨にもとづき規定したものである。手形の支拂は、辨濟の一種であるが、手形の特異性（受戻證券性）よりして、民法の一般原則の變更が要求せられている。支拂以外の原因（時効、免除、更改、供託、相殺等）に因り手形債權が消滅する場合に、手形の受戻を要するか否かについては、それぞれの原因について、手形の受戻がなくなるとも、手形債權者に二重拂の危険が生じないかどうかを考慮して判断しなければならない。手形債權が時効によつて消滅する場合、供託によつて消滅する場合には、手形を受戻しておかなくとも手形債權者はその支拂を強制せらるる危険はない。しかるに、手形債權が免除（大正一三・四・一五、商判集四八三條一六）、更改等によつて消滅する場合には、手形債權者に二重拂の危険が生ずるのである。手形債權が、相殺に

よつて消滅する場合にも同様の事が言えるであろう。何故なら、相殺適状の發生時期は満期であるが、満期後といえども、支拂拒絶證書作成前又は支拂拒絶證書作成期間経過前の手形は、流通力において、満期前の手形と變ることなく（手形法第二〇條）、善意取得も生じうべく、満期後、支拂拒絶證書作成期間が経過する前に手形が流通におかれることにより、手形債務者はやはり二重拂の危険を負うことになるからである。故に、手形債權者が、手形債務者に對して負擔している債務と、その有する手形債權とを相殺する場合は、相殺の意思表示の他に、手形を相手方に交付する事が必要であると解するのが従来の判例である（大正七・一〇・二、大審判、大審民錄二四輯一九四七頁、昭二九・六・一四、東高判、下裁民集五卷六號八七四頁）。

又、手形債權額が反對債權の額を超過するときは、なお殘存する手形債權の行使のためにその手形を必要とするから、手形債權者は相殺にあたり、これを相手方に交付する事を要しないが、少なくともその手形を呈示することは必要であると解するのが相當である（昭三二・一二・一一、京地裁判、下裁集八卷一二號三三三二頁）。何故なら、この場合は一部支拂の場合と同様に、債務者は支拂ありたる旨の手形への記載及び受取證書の交付を請求しうるのであり、もし、手形への記載なくしてその手形が後に流通におかれた場合には、善意の取得者に對して、債務者は既に相殺により債務の一部が消滅した事を對抗し得ないからである。

この點、判旨の見解は正しい。

第二點について――

次に、裁判上、相殺が主張される場合も同様なことが云えるかどうかという點に關して検討する。訴訟上の相殺を私法上の効果發生を目的とする訴訟行爲と見て、その行使される權利が私法上の權利でも、その行使自體は訴訟行爲であるからその行使は裁判所に對してなされるものであり、裁判外において相殺をなす場合のように相手方に對してなされるものではないから、手形債權を自働債權として訴訟上、相殺をする場合は、手形を相手方に交付してなすことを要しないとする見解があ

る（昭和二九・六・一四、前掲判例）。しかし、訴訟上の相殺も口頭辯論の機會を利用して、相殺の意思表示がなされ、その効果が訴訟上主張されているもので、右私法行爲と訴訟行爲とは、實體法と訴訟法という獨立の法體系上の行爲として別個に觀察され、その要件、方式、効力もそれぞれ別個に定められるものであると解するのが正當であろう（兼子、民訴體系、二二頁）。それ故、訴訟上相殺の抗辯も訴訟行爲としての要件の他に實體法に従い相殺の要件を具備していることを要する。もつとも、手形債權者が誰であるかを手形債務者が確實に知る事が出来、かつ、二重拂の危険を絶対に負わない場合には、手形を交付しなくとも相殺はその旨の意思表示だけで十分である。受働債權にもとづく給付訴訟において、被告が手形債權を自働債權として相殺を主張するとき、被告が果して手形の正當な所持人であるか否かは、口頭辯論終結の時を基準として當該訴訟の判決において確定されることであり、かつ本件手形の如き、口頭辯論終結の時には、既に支拂拒絶證書作成期間經過後であるような手形については、もはや第三者による善意取得は生じないから、本件は正にこの場合に該當する。

### 第三點について——

判旨は、手形交付義務と債權證書返還義務とは同時履行の關係にあるから、受働債權者が自己の義務を履行しないときは、手形債權者が手形を交付しなくとも相殺は有効であるとしているが、この判断は失當である。手形交付義務と債權證書返還義務とが同時履行の關係にあるか否かは問題であるが、假りに同時履行の關係にあるとしても、この事からは、相殺により債權が消滅した後、相手方が債權證書を返還する迄は、手形を交付しなくても良いということが云えるだけであり、判旨の如く手形債權者が手形を交付しなくとも相殺は有効であるという結論は出て來ない。手形債權者の相殺の意思表示が手形の交付をとまわずして有効であるか否かの判断は、手形の交付がなくても、手形法第三九條の保障する手形債務者の利益が害せられないか否かの判断に懸つているのである。因つて本件の判断には、同時履行の問題は無關係であると解するが、判旨はこの點を重視しているようなので、次に手形交付義務と債權證書返還義務とが同時履行の關係にあるか否かの點に觸れ

てみる。辨済の場合、辨済と受取證書の交付とは同時履行の關係に立つが、辨済と債權證書の返還義務とは同時履行の關係に立たないとするのが多數説である（我妻、債權總論、一四八頁參照）。このように解することが規定の文句に適するのみならず（民法第四八六條、第四八七條參照）辨済と受取證書の交付との同時履行の關係を認めれば債務者の保護としては一應充分であり、債權證書紛失の場合等を容易に解決しようというのが多數説の根據である（我妻、前掲書參照）。手形の支拂の場合、手形債權者の手形交付義務と同時履行の關係に立つのは、手形債務者の支拂義務であり（手形法第三九條參照）反對債權の債權證書交付義務に迄は及ばないと解するのが正當である。この點判旨は二重の誤謬をおかしている。

（阪 埜 光 男）

## 〔勞 働 法〕 二

## 社 會 法 研 究 會

### 勞働組合における分裂と財産請求

- 昭和三二年一月一日最高裁判所第一小法廷判決  
昭和二七年（オ）第九六號品川白煉瓦組合財産請求事件  
第一審 岡山地方裁判所、第二審 廣島高等裁判所岡山支部  
最高裁判所判例集一一卷一二號一九四三頁、別冊勞働法律旬報三〇一號一〇頁、  
勞働經濟判例速報二六九號二頁